

セーフティネット保証5号の指定業種の追加 (中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年3月6日～令和2年3月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0996	そう(惣)菜製造業
2	0997	すし・弁当・調理パン製造業
3	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
4	5895	料理品小売業
5	6099	他に分類されないその他の小売業
6	7511	旅館, ホテル
7	7521	簡易宿所
8	7592	リゾートクラブ
9	7599	他に分類されない宿泊業
10	7611	食堂, レストラン(専門料理店を除く)
11	7621	日本料理店
12	7622	料亭
13	7623	中華料理店
14	7624	ラーメン店
15	7625	焼肉店
16	7629	その他の専門料理店
17	7631	そば・うどん店
18	7641	すし店
19	7651	酒場, ビヤホール
20	7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ
21	7671	喫茶店
22	7691	ハンバーガー店
23	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
24	7699	他に分類されない飲食店
25	7711	持ち帰り飲食サービス業
26	7721	配達飲食サービス業
27	7892	エステティック業
28	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
29	7912	旅行業者代理業
30	8021	劇場
31	8022	興行場
32	8023	劇団
33	8024	楽団, 舞踏団
34	8025	演芸・スポーツ等興行団
35	8045	ボウリング場
36	8048	フィットネスクラブ
37	8052	遊園地(テーマパークを除く)
38	8053	テーマパーク
39	8091	ダンスホール
40	8231	学習塾

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号(マージャンクラブを除く。)及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。